

令和3年度第2回大田区成年後見制度等利用促進協議会 会議録

日時	令和4年1月19日（水）10時00分～11時00分
会場	大田区役所 201～202 会議室及び Web 会議システム
出席者	<p>出席：《会場参加》石渡委員（会長）、鹿野委員（副会長）、松井委員、吉田委員、三木勇次委員、大谷委員、丸山委員、小川委員、今岡委員、中原委員</p> <p>《Web 参加》星野委員、三木伸良委員、菅野委員、神作委員、水越委員、高瀬委員、根本委員</p> <p>事務局：《大田区》松原区長、玉川副区長、長谷川福祉管理課長、田邊福祉部副参事、稲葉調整担当係長、菊地調整担当係長、滝本主査、鈴木主任、川口主任、川上主事、三城主事、川中主事</p> <p>《大田区社会福祉協会》岡田おおた成年後見センター長</p>
次第	<ol style="list-style-type: none"> 1 開会 2 大田区長あいさつ 3 委員紹介 4 議事 <ol style="list-style-type: none"> (1) 協議会を通して目指す地域の姿について (2) 国基本計画の動向（地域共生社会の実現に向けた権利擁護支援の推進） (3) 各団体の活動・役割の紹介 <ol style="list-style-type: none"> ①鹿野副会長（三弁護士会） ②松井委員（リーガルサポート東京支部） ③吉田委員（大田区民生委員児童委員協議会） ④菅野委員（地域包括支援センター） ⑤神作委員（基幹相談支援センター） ⑥高瀬委員（大田区三医師会） ⑦中原委員（中核機関） ⑧質疑応答 (4) 会長によるまとめ 5 事務連絡 <ul style="list-style-type: none"> ・今後のスケジュール 6 閉会

令和3年度第2回大田区成年後見制度等利用促進協議会 会議録

<p>会議資料</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・資料番号1 第1回協議会で集約した課題 ・資料番号2 今後の協議会を通して目指していく地域の姿（案） ・資料番号3 第二期成年後見制度利用促進基本計画最終取りまとめ概要 ・資料番号4 目指していく地域の姿の共有に向けて ・資料番号なし 委員名簿
<p>議事要旨</p>	<p><u>1 開会</u></p> <p><u>2 大田区長あいさつ</u></p> <p>～～～松原区長 あいさつ～～～</p> <p>皆さんおはようございます。大田区長松原でございます。本日は大田区成年後見制度等利用促進協議会の第2回目にご参加いただきありがとうございます。</p> <p>本協議会は、学識経験者、専門職団体、地域団体、福祉関係者、金融機関、医療機関といった、各分野の第一線で活躍されておられる皆様に、委員として就任していただき、大変心強く感じているところです。</p> <p>第1回の協議会では、委員の皆様から「本人の意思を尊重したチーム支援の重要性」や「専門職や関係団体との連携強化」など、専門的な見地から、たくさんの貴重なご意見をいただいたとの報告を受けております。</p> <p>私はこの間、地域の担い手づくりや地域活動団体の皆様に対する各種支援など、地域力を高める施策を進めてまいりました。現在、その地域力を活かし、区民の皆様がともに支え合い、安心して暮らすことのできる大田区版地域共生社会の実現に取り組んでいるところでございます。</p> <p>その実現には、成年後見制度をはじめとする権利擁護の推進は、支援の根幹に関わる非常に重要な視点であります。全てに共通する基盤と考えております。</p> <p>このため、「大田区成年後見制度利用促進基本計画」を定め、基本目標に『住み慣れた地域の中で、一人ひとりの意思が尊重され、自分らしく生き、地域全体で権利が擁護される大田区』と掲げております。</p> <p>区は、この取り組みを進めるために、令和2年4月に大田区社会福祉協議会と共に中核機関を設置いたしました。また、令和2年8月からは本人の意思決定支援を重視した支援方針等を検討するため、弁護士、司法書士、社会福祉士の皆様の助言を受けながら、権利擁護支援検討会議を毎月開催しております。</p> <p>また、区民への権利擁護支援の一環として、人生100年時代における老いじたくの推進に取り組んでいます。昨年度から大田区社会福祉協議会への委託事業として実施し、相談会やセミナーなど様々な事業にも取り組んでおります。</p> <p>皆様には、これまでも様々な分野で区政にご協力をいただき心より感謝申し上げます。権利擁護の分野でも、この協議会での議論をふまえて、地域力を活かした地域連携ネットワークを構築してまいりたいと存じます。</p>

令和3年度第2回大田区成年後見制度等利用促進協議会 会議録

地域力と行政の連携により、一人ひとりの権利が守られる、大田区版の地域共生社会のさらなる推進に向けて、引き続きご助言とご協力をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

3 委員紹介

～～～長谷川福祉管理課長 委員名簿に基づき紹介～～～

【長谷川福祉管理課長】

それでは、ここからは石渡会長に進行をお願いいたします。

4 議事

(1) 協議会を通して目指す地域の姿について

～～～長谷川福祉管理課長 資料番号2に基づき説明～～～

資料番号2「今後の協議会を通して目指していく地域の姿(案)」について説明させていただきます。

中核機関では、第1回の協議会で集約した課題を受けて、今後の協議会を通して目指すべき地域の姿を、『支援が必要な人を発見し、適切に支援につなげられるような地域の社会資源をネットワーク化し、誰もが支え合い、豊かに暮らせる地域』として、具体的には次の2つを目指すべき地域の姿として決めました。

一つ目が「地域の住民同士がゆるやかな見守りの視点を持ち、本人の変化に気付き、適切な機関につなげることができる、地域力を活かしたファーストキャッチの根付いた地域」です。支援を要する人を早期に発見することで、速やかに本人にとって望ましい権利擁護支援につなげます。

二つ目が「各団体のネットワークが強化され、各支援者が、チーム内で必要な役割を果たすことで、本人が区内のどこにいても本人の意思を尊重した支援が受けられる体制の整備された地域」です。意思決定支援を行い、本人の意思を尊重することで、誰もがいつまでも自分らしく前向きな生活を送れるようにします。

イメージ図のとおり、地域共生社会の実現に向け、本人を中心とした支援の共通基盤となる考え方として、「権利擁護支援」を位置付けております。区では、サポートピアを含む障がい者支援のネットワークやJOBOTAを含む生活困窮者支援のネットワークなど、既存のネットワークと有機的に連携し、地域連携ネットワーク構築の推進を図ります。

引き続き、本協議会を通して、成年後見制度をはじめとした、権利擁護支援の促進に取り組んでまいります。事務局からの説明は以上となります。

(2) 国基本計画の動向(地域共生社会の実現に向けた権利擁護支援の推進)

～～～星野委員 資料番号3に基づき説明～～～

現在の基本計画は今年度が最終年度となっており、令和4年度から新たな基本計画と

令和3年度第2回大田区成年後見制度等利用促進協議会 会議録

なり、これまで専門家会議やワーキンググループ等で協議がなされてきました。資料の3ページ目の図が、基本的な考え方を示しているものになりますのでご覧ください。

地域共生社会の実現に向けた権利擁護支援の推進が大きなテーマとなっております。権利擁護支援の中には成年後見制度という重要な仕組みがあるのですが、成年後見制度ありきでそれを押し進めていくだけでなく、地域共生社会の実現を目的としています。これは成年後見制度利用促進法第1条の目的としても掲げられているものであります。この目的に向けて、次期基本計画では、本人を中心とした支援・活動における共通基盤となる考え方として権利擁護支援を位置付けております。ここでの地域連携ネットワークは、高齢者・障がい者だけではなく、子ども支援のネットワーク、地域社会の見守り等の緩やかなネットワーク、生活困窮者支援のネットワークなど、地域の中の様々なネットワークと連携しながら権利擁護支援を図っていくこととなります。

これまで成年後見制度は権利侵害の回復支援というイメージが強かったと思います。しかし、これからは意思決定支援も重視し、本人を中心とした支援・活動の共通基盤となる考え方が権利擁護支援であり、これらを目指すために成年後見制度が必要に応じて利用されることとなります。

続いて8ページをご覧ください。地域連携ネットワークの機能を、福祉・行政・法律専門職など多様な主体の連携による「支援」機能と家庭裁判所による「制度の運用・監督」機能に分けて示しています。また、権利擁護支援を行う場面として、3つの場面に整理し直しております。1つ目は「権利擁護の相談支援」機能です。成年後見制度を利用する前の、早い段階でのニーズにどのように応えていくか。必ずしも全てが成年後見制度につながるというわけではありません。2つ目は、「権利擁護支援チームの形成支援」機能です。成年後見制度が必要となったという場面で、後見人が選任されて終わりではなく、後見人等を含む権利擁護支援チームの形成を支援するための機能です。3つ目は、「権利擁護支援チームの自立支援」機能です。成年後見人等の選任後、いつまでも中核機関が チームを支援できるわけではないため、チームが自立していけるような支援を提供していくこととなります。

最後に15ページをご覧ください。次期基本計画は、令和8年度までの5か年の計画となっております。優先して取り組むべき事項の中で、地域として検討していく部分で重要なものとしては、市町村長申立ての適切な実施と成年後見制度利用支援事業の推進、権利擁護支援の行政計画等の策定推進が挙げられています。市町村だけで取り組むわけではなく、都道府県の機能強化についても強調されています。

また、16ページをご覧ください。ここでは、制度の運用改善として、意思決定支援の浸透や適切な後見人の選任・交代などいくつか挙げられています。交代の推進については特に議論されてきた部分でございます。柔軟な後見人の交代の推進には様々な取り組みが必要となります。運用の改善だけでは難しいことから、次期基本計画では、民法の改正も視野に入れながら取り組んでいく、という点が大きな特徴となっております。私か

令和3年度第2回大田区成年後見制度等利用促進協議会 会議録

らは以上です。

【石渡会長】

星野委員ありがとうございました。専門家会議の議論は、これからの新しい方向性を確実に示してくださり非常に評価されております。先ほど区長もおっしゃっていた地域づくりに向けても大きな意味を持ってくるかと思えます。

(3) 各団体の活動・役割の紹介

【石渡会長】

このような大田区の地域づくりに向け、基本計画でもチーム支援が重要だと強調されており、また、先ほど星野委員からチームの自立支援に関するお話もいただきました。そこで、各団体同士の理解を深めるため、各団体がどのような活動を行い、どのような方向を目指しているか、それぞれ団体の取組みとしてご説明いただければと思います。本日はお時間の都合もあるため、協議会の設置要綱に定めた各分野から何名かにお話を伺うことといたします。

【鹿野副会長】

弁護士会では、法律問題に関して広く相談を受け付けているのはもちろんですが、地域に根差した活動としては、包括支援センターに出向き職員の方々が抱えている疑問にお答えしています。必ずしも法律問題だけではなく、「何かよくわからない」といった、もやもやとした疑問等についても気軽にご相談いただけるようにご案内しております。相談が来るのを待っているだけでなく、地域に出向くかたちで今後も積極的に取組みを進めてまいりたいと考えております。

成年後見制度に関連して、法律専門職・弁護士後見人等がふさわしいと思われる事例について推薦依頼があった場合、本人のお住いの地域も考慮して、大田区にアクセスの良い弁護士を紹介するなどの配慮しております。地域の福祉相談やこのような協議会の場にも、大田区で活動を進めていきたいと積極的に考えている方を優先的に担当とするような配慮をしています。また、限られた人数ではありますが、大田区と密接な関係を持って地域連携の一員として活動ができる、適切な人材をご紹介できるような取組みも進めているところでございます。

【松井委員】

大田区で司法書士を開業している者が100名程度おり、その中で成年後見センターリーガルサポート、これは成年後見人を養成して供給する団体ですが、ここに加入しているのが30数名おります。主にこの30数名が後見人等に選任されたり、様々な相談を受けています。リーガルサポートでは研修制度にも力を入れており、後見人として資質を高めるため、研修に意思決定支援などのテーマも取り入れながら実施しております。

また、大田区社会福祉協議会が主催の親族向け成年後見説明会を年に数回行うなど、地元密着で取り組んでおります。今後は地域連携ネットワークに司法書士もしっかりと関与していき、大田区民の皆様へ貢献していきたいと考えております。

令和3年度第2回大田区成年後見制度等利用促進協議会 会議録

【吉田委員】

民生委員としては、新型コロナウイルスの影響でなかなか直に訪問ができないなど、いろいろと大変な状況が続いております。成年後見制度については、いつ、どのような人が、どうして必要になるのか、その辺りの理解が進んでいないのが実情であると思います。制度を必要としている人を探し出すことは、民生委員にとって非常に難しいことであります。現場ではどのように動いていけば良いのかわからない状況なので、まずはどのような人に制度が必要なのか学んでいかなければと思っています。民生委員として勉強し直さなければならないと思いましたので、初歩的などころからご指導いただけるような場があればと思います。

【菅野委員】

地域包括支援センターは65歳以上の方の総合相談窓口となっており、現在大田区に22か所設置されています。どんな相談でもワンストップで受け止めることを基本にして相談を受けていますが、ここ数年権利擁護に関する相談が非常に増えています。相談のきっかけをいただくのは近隣の方・民生委員・ケアマネジャーが多いですが、最近は医療機関・金融機関・コンビニエンスストアなど町の中からも相談を受けています。相談につながる方の特徴としては独居の男性に関する相談が多い印象です。こういった方々が認知症などの疾病により生活が立ち行かなくなり、介護や医療等の相談につながっていきます。サービスにつながる過程で金銭管理ができていない状態が明らかになれば、その手前の経済的な部分の整理をしなければならず、そのためには、これまでその方がどういった生活を送ってきたか、今後の生活に対する意向、家族関係など、あらゆる情報を集めなければならず、情報を整理したうえで支援の方針や方向性を決めるようにしています。方向性を決める際には、区の法務支援、大田区社会福祉協議会や法テラスに相談するなど、私たちの役割は情報や課題を整理して専門的な場所につなげることだと考えております。

また、早期に発見するため、元気なうちから地域の方々との関わりが持てるように、見守りキーホルダーや一人暮らし登録など区の施策を地域に広めていくことも大切だと思いました。また、私たち自身の対応力を高めるために、権利擁護に関する研修を多くやっていくことも重要だと感じました。

【神作委員】

障がい者の支援体制について、障害福祉サービスを利用される場合はサービス等利用計画が必要となるが、それを作成する事業所であったり、一般的な相談を受ける場合は区の地域福祉課や地域健康課の窓口や障がい者総合サポートセンターでも相談を受けております。さらに、中核的な役割として、障がい者総合サポートセンターは基幹相談支援センターとしての役割も担っております。基幹相談支援センターでは、総合的な専門的な相談の実施や地域の相談体制の強化、各相談支援事業所への専門的な助言や人材育成などを行っております。人材育成では、虐待防止法研修・差別解消法研修、個別に相

令和3年度第2回大田区成年後見制度等利用促進協議会 会議録

談支援専門員の人材育成に取り組んでおります。

障がいのある方にとって、必ずしも成年後見制度利用の必要性があるわけではなく、権利擁護支援の一環で、成年後見制度の必要性のある方がいれば利用につないでいきます。基幹相談支援センターとしては、支援者が適切な知識を持って、成年後見制度が必要な方にきちんと届けていけるような人材の育成も重要な役割であると考えています。

また、基幹相談支援センターでありながら、個別ケースの相談もサポートセンターで受けています。困難性の高いケースでは、サービスの利用につながらなかつたり、なかなか定着しないケースの相談もあります。そういった方々の中で、選択肢の一つとして、成年後見制度の利用が適切なケースがあった場合には、そういった視点を持って取り組み、あるいは地域の相談支援事業所にも助言をする活動をしております。

障害のある方のお一人だけでなく、ご家族の中で支援を要する方が複数いるケースが増えております。高齢関係者の方々と連携して、家族支援の一つとして、本人の今後の財産の見守りとして成年後見制度の利用を検討したり、チームの役割のひとつとして担うこと、障がい者支援だけでなく様々なところと協働していくことが必要なんだと感じながら支援しております。

【高瀬委員】

訪問診療や認知症初期集中支援チームに携わっており、地域包括支援センターとのつながりも強いことから、現場の立場でお話をさせていただきます。医療や介護につながっていない方が発見され、その方の権利擁護支援に取り組む中で、主治医意見書の作成を依頼されることがあります。その中では一人暮らしの認知症の方や高齢発症の精神疾患の方が多いのですが、ご家族で精神疾患をお持ちの方がおり、なかなか話がまとまっていけないというケースもあります。支援の過程で病院や施設を紹介することもあります。そこではどうしてもお金の問題が付いて回ります。財産がどのくらいあるのか、生活設計がきちんとできているのか、医師の立場ではありますが、つなぎの部分で情報として必要となります。タイミングによっては社会福祉協議会や専門職の先生方に急いでつながなければならない場合もあります。先ほど述べたケースや虐待等のケースでは、すぐにチーム形成を行う必要がありますが、医師の中あるいは専門職の中でも、権利擁護に対する関心にはどうしても濃淡があります。その中でネットワークを形成していくことは簡単ではない部分もあり、また人材育成の面でも OJT や研修をどのように進めていけば良いのか、引き続き議論をつめていければと思います。

【中原委員】

ここまでの皆様のお話をお聞きして、中核機関として改めて責任の重さを実感しているところです。本日は中核機関の役割について、どういったものがあるか、3点に絞ってお話をさせていただきたいと思います。

一つ目は、新たに成年後見制度利用促進基本計画が立てられるところで、中核機関が大田区全体の地域の権利擁護支援を含めた成年後見制度利用促進の具体的な進め役とし

令和3年度第2回大田区成年後見制度等利用促進協議会 会議録

でのエンジンとならなければならないと思います。

二つ目は、権利擁護支援の地域連携ネットワークの大田区版をいかにして作っていくか、その機能の中心となるのが中核機関の役割だと思っています。

三つ目は、昨年から権利擁護支援検討会議を行っていますが、意思決定支援とチーム支援を地域の中で具体的にどのように進めていくか、その具体策を考えていくことが役割だと思っています。

区と大田区社会福祉協議会の中核機関の中での大まかな役割分担としては、計画の作成や推進など大局的な部分は区の役割であり、具体的な専門的な事例を含めた対応や専門職のネットワークなど、大田区社会福祉協議会の役割だと思っています。

大田区社会福祉協議会の成年後見制度に関わる中核機関以外の役割には、法人後見の実施や市民後見人の育成とその後見監督人を受任があります。この中で具体的な事例を踏まえて検討することもできるため、その点も含めて成年後見制度の利用促進につなげられればと思っています。

二つ目は、先ほど区長もお話していた老いじたくの推進です。これは予防的な取組みで、元気なうちから将来に備えることで、自分自身の思いが尊重され、いつまでも自分らしく前向きに地域の中で生きていくことを支援する取組みであります。大きな意味で言うと中核機関の役割に重なる部分があると思います。最終的には地域共生社会の実現に向けてですが、重層的な支援体制の根底を支えているのが、権利擁護支援ではないかと思っています。

【石渡会長】

ここまであらかじめご依頼した委員の皆様にも、お話しいただきました。まだご発言をされていない委員の方で、ご質問またはご自身のお立場での活動についてのご発言をいただければと思います。

【三木（伸）委員】

大田区の中で専門職など各団体の受け皿はできあがっており、また、受け皿としての連携もある程度できていると思います。今後、協議会を通して目指す姿として「支援が必要な人をどのように見つけていくか」とありました。本人の家族が見つけて、支援が必要ということで関係機関につなげていくのが本来の理想であると思いますが、それができない方をどのように発見していくかが最も重要ではないかと思っています。

自治会連合会の立場として考えると、地域住民同士の日頃の交流の中から「何か最近変わってしまったかな」といったように、漠然としてですが、地域の中でこういう人が危ないのかもしれないなど、専門的な知識がなくても、「最近変わってきました」という情報を出張所などに相談し、そこから関係機関への相談につながるような、下から積み上げていき、そして受け皿まで届いていく、そういった組織が必要で、それはまさしく大田区で言う地域力だと思います。地域力がしっかりとしていく中で、こうした発見も出てくると思います。吉田委員のお話にあったように、どういう人に支援が必要なのか

令和3年度第2回大田区成年後見制度等利用促進協議会 会議録

分からないという場合もあります。各地域において勉強会などを行っていただくと、地域の方々に説明もできていきますので、「どういう方を見つけなければいけないのか」「どういう方を見つけたら相談しなければならないのか」今後も考えてまいります。

【根本委員】

先ほどの三木委員からのお話も受けてですが、我々は医療の立場だけでなく、医療を支える医学の面も持ち合わせております。東邦大学は、地域において認知症やその他の精神障がいに関する知識について、周囲の方がどのように対応し、本人がどこに助けを求めれば良いかなど、メンタルヘルスリテラシーを高めるための取組みについて、力を入れて行っています。プレスリリースなど積極的に発信をしておりますが、今後さらに地域において実践していかなければならないと思いました。

(4) 会長によるまとめ

【石渡会長】

本日はたくさんのご意見をいただき誠にありがとうございました。大田区は地域力も高く、独自の地域づくりを進めてきたところだと思います。協議会を通して成年後見制度のネットワークが根付いていくことで、大田区がさらに前へ進んでいける議論を引き続き行っていければと考えております。

5 閉会

大田区副区長 あいさつ

～～～玉川副区長 あいさつ～～～

副区長の玉川でございます。本日は、第2回大田区成年後見制度等利用促進協議会にご参加いただき、誠にありがとうございました。

本日の協議会では、各団体の皆様の取組みや今後の方向性や課題に感じていることについてお聞きすることができ、大変参考になりました。

今後の地域の目指す姿の議論もありましたが、地域の住民同士がゆるやかな見守りの視点を持ち、支援が必要な人を適切な機関へとつなぐ地域連携ネットワークの構築は、まさに地域力が活かされた大田区版地域共生社会の考え方を具現化したものであります。

地域力と行政の連携による、大田区版の地域共生社会のさらなる推進には、『意思決定支援』及び『権利侵害の回復支援』を両輪として、本人を中心とした『権利擁護支援』が必要であり、これは地域における様々な支援のネットワークの共通の基盤にもなります。

大田区といたしましても、来年度以降も引き続き、委員の皆様のご意見を参考にさせていただきしながら、本協議会を通して、成年後見制度をはじめとする権利擁護の推進に取り組んでまいります。

一人ひとりの権利が守られる、大田区版の地域共生社会のさらなる推進に向けて、引き続きご助言とご協力をいただきますよう、よろしくお願いたします。

令和3年度第2回大田区成年後見制度等利用促進協議会 会議録

	<p><u>6 事務連絡</u></p> <p>今後のスケジュール</p> <p>令和4年度 第1回 大田区成年後見制度等利用促進協議会</p> <p>日時：令和4年8月下旬開催予定</p>
--	---